

【様式－2（第6条関係）】

共同企業体入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

志摩市長 大 口 秀 和 様

今般、連帯責任によって平成23年度 教ス食委託第1号 志摩市学校給食センター改築工事实施設業務の履行を行うため、
_____を代表者とする共同企業体を結成したので、指定の書類を添えて入札参加を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 共同企業体の名称 _____ 共同企業体

2 共同企業体の構成員

(1) 代表者 住 所 _____
名称又は商号 _____
代 表 者 名 _____ 印

(2) 構成員 住 所 _____
名称又は商号 _____
代 表 者 名 _____ 印

(3) 構成員 住 所 _____
名称又は商号 _____
代 表 者 名 _____ 印

4 所属一級建築士一覧表（共同企業体の代表者）

氏名	法令による一級建築士免許・事務所雇用年月日		
	登録年月日	免許番号	事務所雇用年月日

※ この一覧表は、平成 23 年 5 月 1 日現在で、共同企業体の代表者（事務所）に所属する一級建築士全てについて記載してください。

※ 添付書類として、記載建築士全ての一級建築士免許（有効期限内のもの）の写し及び代表者（事務所）との雇用を証する書類（雇用期間及び事務所名記載の雇用保険証写し等）を添付してください。

【様式－3（第6条関係）】

共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 志摩市学校給食センター改築工事実施設計業務（以下「業務」という。）の請負に関すること。
- (2) 前号に付帯する事業に関すること。

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を三重県_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成____年____月____日に成立し、業務の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所_____	名称又は商号_____
住所_____	名称又は商号_____
住所_____	名称又は商号_____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、入札書及び見積書の提出、業務委託契約書（その後の変更契約も含む）の提出、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該

業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

代表者 (名称又は商号) _____ 出資比率 _____ %

構成員 (名称又は商号) _____ 出資比率 _____ %

構成員 (名称又は商号) _____ 出資比率 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請業者の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完了にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口貯金口座によって取引を行うものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算を行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうちいずれかが業務途中において、破産又は解散した場合におい

ては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当企業体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共同連携して破産及び解散した構成員の担業務を完成するものとする。

- 3 前項の場合においては、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還する。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったと

【様式－4（第6条関係）】

使 用 印 鑑 届

使 用 印

代表者印

上記の印鑑は、入札に参加し、契約の締結及び代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

共同企業体

共同企業体代表者

住 所 _____

名称又は商号 _____

代 表 者 名 _____ 印

【様式－5（第6条関係）】

委 任 状

平成 年 月 日

志摩市長 大 口 秀 和 様

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

委 任 者（共同企業体の構成員）

住 所 _____

名称又は商号 _____

代 表 者 名 _____ 印

電話番号 () -

住 所 _____

名称又は商号 _____

代 表 者 名 _____ 印

電話番号 () -

私は、志摩市が発注する平成23年度 教ス食委託第1号 志摩市学校給食センター改築工事実施設計業務において、(名称又は商号) _____
_____を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 共同企業体結成に関する一切の権限
- 2 見積り、入札に関する一切の権限
- 3 前項に関し復代理人選任の権限
- 4 請負契約の締結及び履行に関する一切の権限
- 5 請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 6 その他上記に付随する一切の権限

受 任 者（共同企業体の代表者）

住 所 _____

名称又は商号 _____

代 表 者 名 _____ 印

電話番号 () -

【様式－6（第6条関係）】

共同企業体入札参加資格審査申請書変更届

平成 年 月 日

志摩市長 大 口 秀 和 様

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

代表者 住 所 _____
名称又は商号 _____
代 表 者 名 _____ 印

構成員 住 所 _____
名称又は商号 _____
代 表 者 名 _____ 印

構成員 住 所 _____
名称又は商号 _____
代 表 者 名 _____ 印

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日